（監察課）

第百七条　監察課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　所管行政に関する情報の管理に関する企画に関すること。

三　所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

［条を削る。］

（会計課）

第百八条　［略］

（教養厚生課）

第百九条　教養厚生課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の教養一般に関すること。

二　教養機関の整備及び運営に関すること。

三　職員の福利厚生に関すること。

第百十条～第百十九条　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

（管区警察局総務監察部の分課）

第百二十条　［略］

（管区警察局広域調整部の分課）

第百二十一条　［略］

2　前項に規定する課のほか、関東管区警察局広域調整部に、高速道路管理官四人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、近畿管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、九州管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官二人を置く。

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

第百二十二条　［略］

2　前項に規定する首席監察官及び課のほか、東北管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を置く。

（首席監察官及び監察官）

第百二十三条　［略］

（警務課）

第百二十四条　警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　略］

（監察課）

第百十六条　［同上］

一　［同上］

二　所管行政に関する情報の管理に関する企画及び電子計算組織の運用に関すること。

三　所管行政に関する統計に関すること。

（教養課）

第百十七条　教養課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の教養一般に関すること。

二　教養機関の整備及び運営に関すること。

（会計課）

第百十八条　［同上］

（厚生課）

第百十九条　厚生課においては、職員の福利厚生に関する事務をつかさどる。

［各号を加える。］

第百二十条～第百二十九条　［同上］

［十条ずつ繰り上げる。］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

（管区警察局総務監察部の分課）

第百三十条　［同上］

（管区警察局広域調整部の分課）

第百三十一条　［同上］

2　前項に掲げる課のほか、関東管区警察局広域調整部に、高速道路管理官四人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、近畿管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、九州管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官二人を置く。

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

第百三十二条　［同上］

2　前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、東北管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を置く。

（首席監察官及び監察官）

第百三十三条　［同上］

（警務課）

第百三十四条　［同上］

［一～十一　同上］